

“倒産・解雇などによる離職”（特定受給資格者）や
“雇い止めなどによる離職”（特定理由離職者）をされた方へ

平成 22 年 4 月（22 年度）から

国民健康保険税が軽減される制度が始まりました。

手続きはお済みですか？

対象者は？

①雇用保険の特定受給資格者（例：倒産・解雇などによる離職）

②雇用保険の特定理由離職者（例：雇い止めなどによる離職）

として失業等給付を受ける 65 歳未満の給与所得者です。（詳細は裏面をご覧ください）

軽減額は？

国民健康保険税は、前年の所得などにより算定されます。

軽減は、前年の給与所得をその 30/100 とみなして行います。

※軽減の内容は前年の給与収入等により異なります。

軽減期間は？

離職日の翌日から翌年度末までの期間です。

※雇用保険の失業給付を受ける期間とは異なります。

※再就職後も引き続き国民健康保険に加入している場合、軽減対象期間の終了まで軽減措置が継続されます。

《軽減を受けるには「特例対象被保険者等に係る申告書」の提出が

必要です。》

裏面に続く

【提出先】…平内町役場 健康増進課 017-718-0019 内線 135,136

【手続きに必要な物】

- ①『特例対象被保険者等に係る申告書』（健康増進課に備えています）
- ②『雇用保険受給資格者証』
(公共職業安定所（ハローワーク）で交付を受けて下さい)
- ③『本人確認書類』（免許証などの顔写真付きの身分証明書）
- ④『印鑑』、『マイナンバーがわかるもの（通知カード等）』

【お問い合わせ先】

平内町役場 健康増進課 017-718-0019 内線 135,136
税務課 017-755-2115 内線 245,246

【対象者】…次の条件全てを満たす方が対象です。

- ・平成 21 年 3 月 31 日以降に離職した方。
- ・離職日の時点で 65 歳未満の方。
- ・雇用保険を受給し、『雇用保険受給資格者証』の離職理由コードが下記の一覧に該当する方。

(※ 高年齢受給資格者証、特例受給資格者証、船員保険法による受給者は対象外となります。ご注意ください。)

【離職理由コード一覧】…雇用保険受給資格者証の離職理由をご確認下さい。

・特定受給資格者…倒産、解雇等による離職

コード	離 職 理 由
11	解雇
12	天災等の理由により、事業の継続が不可能になったことによる解雇
21	雇止め（雇用期間 3 年以上雇止め通知あり）
22	雇止め（雇用期間 3 年未満更新明示あり）
31	事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職
32	事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職

・特定理由離職者…正当な理由のある自己都合退職

コード	離 職 理 由
23	期間満了（雇用期間 3 年未満更新明示なし）
33	正当な理由のある自己都合退職
34	正当な理由のある自己都合退職（被保険者期間 12 ヶ月未満）

※ なお、離職理由コードは、公共職業安定所（ハローワーク）にて審査された離職理由によります。